

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 2175
- 北九州都市計画臨港地区の分区の変更【港湾空港局整備部計画課】 2180

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【契約室契約課】 2184
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局観光にぎわい部商業振興課】 2188
- 特定調達契約の落札者の決定【市民文化スポーツ局文化スポーツ部スポーツ振興課】 2192
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告の修正【建築都市局都心・副都心開発室】 2193

北九州市告示第328号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年6月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	平成26年5月13日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

上記以外の門司区自転車放置禁止区域外	1台	平成26年 5月19日	
	2台	平成26年 5月27日	
JR小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	80台	平成26年 5月15日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	31台	平成26年 5月21日	
JR西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	21台	平成26年 5月26日	
上記以外の小倉北区自転車放置禁止区域外	3台	平成26年 5月8日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	2台	平成26年 5月16日	
	2台	平成26年 5月27日	
	2台	平成26年 5月29日	
モノレール徳力嵐山口停留場周辺地区自転車放置禁止区域	1台	平成26年 5月20日	北九州市小倉南区八重洲町16番 八重洲自転車保管所
JR下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	9台	平成26年 5月14日	
上記以外の小倉南区自	3台	平成26年	北九州市小倉南区下城野一

転車放置禁止区域外

	5月2日	丁目1番 下城野自転車保管所
1台	平成26年 5月7日	
1台	平成26年 5月8日	
3台	平成26年 5月9日	
2台	平成26年 5月13日	
2台	平成26年 5月14日	
1台	平成26年 5月15日	
2台	平成26年 5月16日	
1台	平成26年 5月19日	
3台	平成26年 5月20日	
2台	平成26年 5月21日	
1台	平成26年 5月22日	

	1台	平成26年 5月23日	
	1台	平成26年 5月26日	
	1台	平成26年 5月27日	
	6台	平成26年 5月28日	
若松区自転車放置禁止区域外	2台	平成26年 5月13日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
	1台	平成26年 5月28日	
JR八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	平成26年 5月9日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
上記以外の八幡東区自転車放置禁止区域外	2台	平成26年 5月15日	
	2台	平成26年 5月16日	
	2台	平成26年 5月22日	
JR黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	平成26年 5月22日	
JR折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	29台	平成26年 5月27日	北九州市八幡西区長崎町2 番

J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	14台	平成26年 5月8日	長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	6台	平成26年 5月12日	
上記以外の八幡西区自転車放置禁止区域外	48台	平成26年 5月13日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	22台	平成26年 5月29日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	6台	平成26年 5月19日	
上記以外の戸畑区自転車放置禁止区域外	2台	平成26年 5月21日	
	5台	平成26年 5月22日	

北九州市告示第329号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、北九州都市計画臨港地区の分区を次のとおり変更する。

その関係図面は、北九州市港湾空港局整備部計画課において一般の縦覧に供する。

平成26年6月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 分区の種類及び範囲

(1) 商港区

北九州市門司区

新門司北一丁目の全部並びに新門司一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、新門司北三丁目地先、大字今津、大字猿喰、大字白野江、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦海岸、大久保二丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、浜町、東港町、港町、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、片上海岸、小森江一丁目、大里本町一丁目、大里本町二丁目及び松原二丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目、浅野二丁目、浅野三丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

大字二島、久岐の浜、本町一丁目、本町二丁目、北湊町、大字安瀬、大字安瀬地先、響町一丁目、響町一丁目地先、響町二丁目、響町二丁目地先、響町三丁目及び響町三丁目地先の各一部

北九州市八幡西区

洞北町の一部

北九州市戸畑区

大字中原、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町及び銀座二丁目の各一部

(2) 工業港区

北九州市門司区

新門司一丁目、新門司二丁目、新門司三丁目、新門司北三丁目、白野江三丁目、大字田野浦、田野浦二丁目、田野浦海岸、新開、大久保二丁目、大久保三丁目、瀬戸町、大里元町及び大里本町一丁目の各一部

北九州市小倉北区

浅野三丁目、許斐町、東港二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

柳崎町の全部並びに大字二島、赤岩町、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、

北浜一丁目、北浜二丁目、桜町、大字安瀬、大字安瀬地先、響町一丁目、響町一丁目地先、響町二丁目、響町二丁目地先、向洋町及び大字小竹地先の各一部

北九州市八幡東区

大字枝光、大字尾倉及び大字前田の各一部

北九州市八幡西区

東浜町、築地町、屋敷二丁目、舟町、大字藤田、大字熊手及び洞南町の各一部

北九州市戸畑区

大字戸畑、大字中原、飛幡町、銀座二丁目、牧山五丁目及び牧山海岸の各一部

(3) 特殊物資港区

北九州市小倉北区

末広二丁目の一部

(4) 漁港区

北九州市門司区

新門司二丁目、太刀浦海岸、大字田野浦、旧門司二丁目及び大里本町三丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広一丁目、末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

浜町一丁目の一部

北九州市戸畑区

川代二丁目及び銀座二丁目の各一部

(5) 保安港区

北九州市門司区

新門司二丁目及び瀬戸町の各一部

北九州市小倉北区

赤坂海岸、末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市戸畑区

大字中原の一部

(6) マリーナ港区

北九州市門司区

新門司北二丁目の一部

(7) 修景厚生港区

北九州市若松区

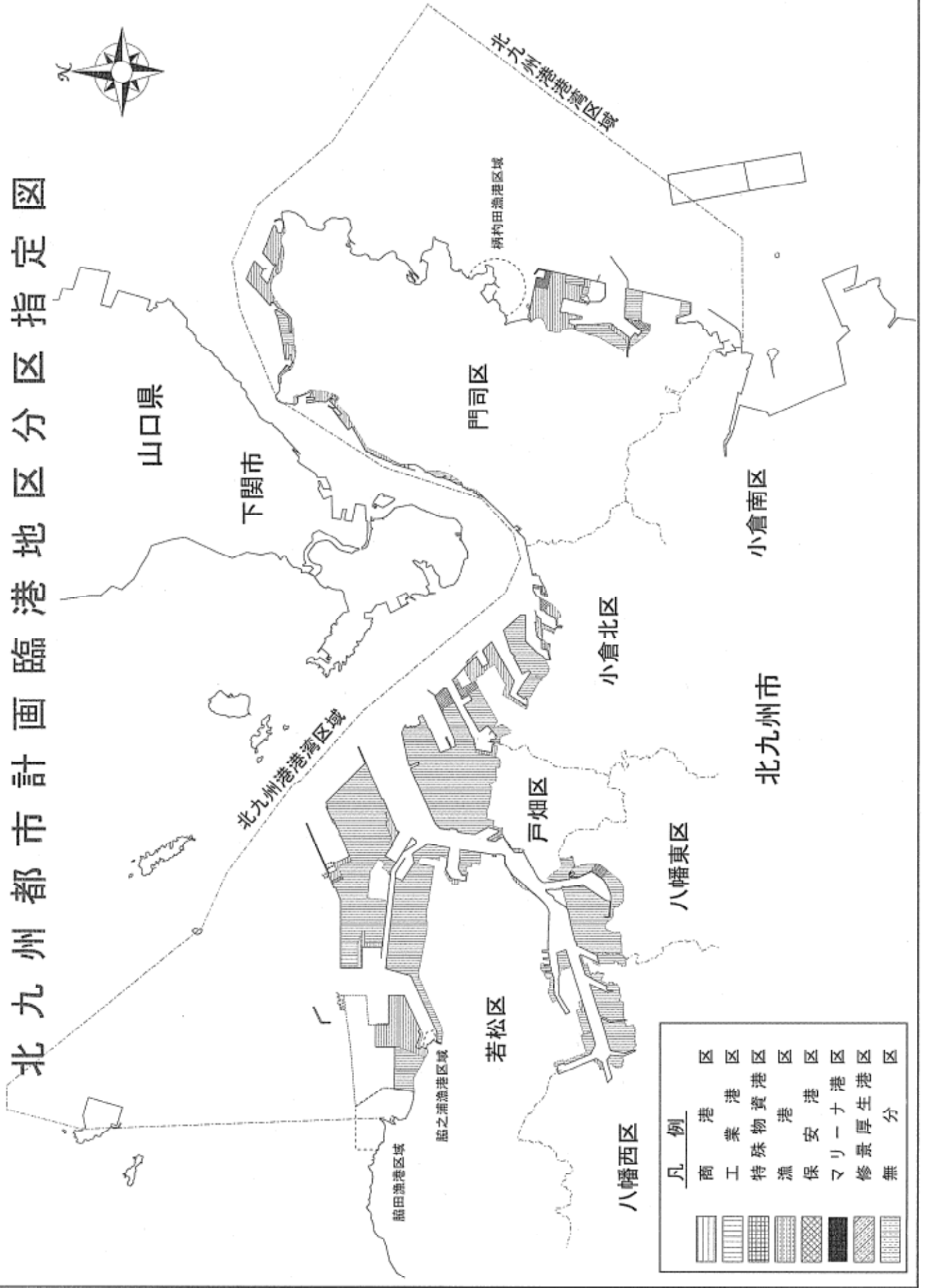
本町一丁目及び響町一丁目の各一部

北九州市八幡東区

大字枝光の一部

- 2 北九州都市計画臨港地区分区指定図
次の図面のとおり

北九州都市計画臨港地区区分区指定図



凡例

商	工	特	漁	保	マリ	景	厚	生	分
港	業	殊	港	安	ー	十	港	港	区
区	区	区	区	区	区	区	区	区	区

北九州市公告第479号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

家庭ごみ及び資源化物収集用指定袋 840万枚

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 平成26年11月28日

(4) 納入場所 市の指示する場所

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

ア 1,038万枚 平成26年7月頃

イ 1,080万枚 平成26年8月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 平成25年12月24日

(7) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、紙入札による参加ができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

(4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告の日前2年間に、国、地方公共団体等の官公庁（外国の官公庁を含む。）からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（1年間における納入数量の合計が550万枚以上であるものに限る。）があること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年7月2日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市契約室契約課

イ 日時 公告の日から平成26年7月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認

申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成26年7月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

公告の日から平成26年7月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成26年7月10日から同月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで及び同月15日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成26年7月14日午後5時までに必着のこと。

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成26年7月15日午後2時10分

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（2） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市契約室契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Clear plastic bag for household garbage and resource recovery
Quantity: 8,400,000 sheets

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., July 15, 2014

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., July 14, 2014

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Office, City of Kitakyushu

北九州市公告第480号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年6月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイエー城野店
北九州市小倉南区富士見一丁目4番1号
- 2 大規模小売店舗の設置者
都市綜研インベストファンド株式会社
代表取締役 柳瀬 健一
大阪市中央区北浜一丁目1番30号
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - ア 変更前 午前9時
 - イ 変更後 午前7時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前8時45分～午後10時15分
 - イ 変更後 午前6時30分～午後10時15分
- 4 変更する年月日
平成26年6月16日
- 5 変更する理由
消費者のニーズに応えるため
開店時刻の繰上げに伴い店舗利用者の利便を図るため
- 6 届出年月日
平成26年6月11日
- 7 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課
 - (2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号

北九州市門司区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年6月19日から平成26年10月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年10月18日までに北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第481号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年6月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイエー城野店
北九州市小倉南区富士見一丁目4番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
都市綜研インベストファンド株式会社
代表取締役 柳瀬 健一
大阪市中央区北浜一丁目1番30号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社ダイエー
代表取締役 桑原 道夫
 - イ 変更後
株式会社ダイエー
代表取締役 村井 正平
- 4 変更の年月日
 - (1) 平成25年5月22日
- 5 変更する理由
入居小売業者の代表者の変更のため
- 6 届出年月日
平成26年6月11日
- 7 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号

北九州市小倉南区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年6月19日から同年10月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年10月18日までに北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第482号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市立総合体育館他25スポーツ施設電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市市民文化スポーツ局文化スポーツ部スポーツ振興課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年5月15日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社エネット
東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 5 落札金額
8,290万6,002円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成26年4月4日
- 8 落札方法
最低価格による。

北九州市公告第483号

平成26年北九州市公告第115号で公告した北九州市スタジアム整備等PFI事業の一般競争入札について、公告の内容を次のように改める。

平成26年6月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 改正内容

平成26年北九州市公告第115号において、予定価格9,091,000千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とあるのは予定価格9,933,000千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）と改める。